

岩手県告示第 424 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 5 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人恵生会	盛岡市中太田泉田 28 番地	孝仁さわやか訪問看護ステーション	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 4 月 30 日

2 通所リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人恵生会	盛岡市中太田泉田 28 番地	孝仁デイケアセンター	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 4 月 30 日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人恵生会	盛岡市中太田泉田 28 番地	孝仁介護支援センター	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 4 月 30 日

4 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人恵生会	盛岡市中太田泉田 28 番地	孝仁さわやか訪問看護ステーション	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 4 月 30 日

5 介護予防通所リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人恵生会	盛岡市中太田泉田 28 番地	孝仁デイケアセンター	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 4 月 30 日